

## 第15回矢板市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成30年8月20日(金) 午後3時55分から午後5時5分

2 開催場所 矢板市役所 本館 第一委員会室

3 出席委員 (15名)

会長	15番 八木澤寛夫
委員	1番 渡邊好雄 2番 鈴木英子
	3番 福田英一 4番 君島道夫
	5番 石塚英好 6番 阿久津正一
	7番 山口榮一 8番 佐藤喜久男
	9番 平久井順一 10番 大森克則
	11番 渡邊幸史 12番 町野位夫
	13番 斎藤典子 14番 渡邊浩正

4 欠席委員

5 付議事件

- (1) 議事録署名委員の決定について
- (2) 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について
- (3) 農地法第4条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について
- (4) 非農地証明願いに係る意見決定について
- (5) 農用地利用集積計画に係る意見決定について

6 その他

7 農業委員会事務局職員

事務局長	大谷津 敏美智
副主幹	高塩 康幸
主事	湯田 美貴

8 会議の概要

八木澤会長

本日は、ご苦労さまです。

本総会の出席委員は15名で定足数に達しておりますので会議は成立いたします。それでは、ただいまから第15回矢板市農業委員会総会を開催いたします。

議長

(八木澤会長)

これより議事に入ります。付議事件(1)「議事録署名委員の決定について」を議題といたします。

会議規則第19条第2項の規定により、2名の議事録署名委員の選出方法についてお諮りいたします。

(議長一任の声有り)

議長

ただいま議長一任の声がありましたので、議長より指名いたします。それでは、1番渡邊好雄委員、8番佐藤委員を指名しますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声有り)

議長

異議なしと認め、1番渡邊好雄委員、8番佐藤委員を議事録署名委員とします。

続いて、付議事件(2) 議案第1号から第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について議題に供します。

議長

では、事務局の説明を求めます。

事務局長

(議案書により説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

議長

次に本日も現地調査を実施しておりますので、現地調査の総括的な報告を、当番班第2班、班長14番 渡邊 浩正委員にお願いします。

14番渡邊浩正委員

本日、午前10時から、委員4名、事務局3名の計7名で、農地法3条3件、農地法4条1件、非農地証明が2件の計6件の現地調査を実施いたしました。詳細については、各当番委員が報告します。何ら問題ないと見て参りましたので、ご審議の程をよろしくお願ひいたします。

議長

現地調査の総括的な報告が終わりました。

次に議案第1号の現地調査の詳細な報告を、6番阿久津委員にお願いします。

6番阿久津委員

6番阿久津です。現地案内図の1ページをご覧下さい。

【申請地の位置を説明】

申請地に隣接する土地は申請者が持ち合わせている土地です。経営規模拡大とのことで何ら問題ないと見て参りました。ご審議をお願い致します。

議長

次に議案第2号の現地調査の詳細な報告を、14番渡邊浩正委員にお願いします。

14番渡邊浩正委員

14番渡邊です。現地案内図の2ページをご覧下さい。

【申請地の位置を説明】

今回は埼玉県在住の方が申請者に売るそうです。

農地を購入して経営規模拡大と言うことで何ら問題ないと見て参りました。皆様のご審議をお願い致します。

議長

次に議案第3号の現地調査の詳細な報告を、4番君島委員にお願いします。

4番君島委員

4番君島です。現地案内図の3ページをご覧下さい。

【申請地の位置を説明】

矢板で唯一の三つ葉農家です。専業農家の申請者が経営規模拡大を考えてる中で、申請地は隣接地ということもあり適地と見て参りました。皆様のご審議をお願いします。

議長

現地調査の報告が終わりました。

それでは議案第1号から第3号について、質疑意見等を求めます。

5番石塚委員

5番石塚です。第1号議案の申請者の方は矢板市に住んでいるのでしょうか。

事務局

はい。現在は住んでおりません。週末通いです。

以前に農地転用が出てますが、農作業用の小屋と宿泊できる施設を兼ね備えて、いずれ定年を迎したらこちらに永住したいということです。

議長

石塚委員よろしいでしょうか。

5番石塚委員

はい。譲渡人が県外や市外なら分かるんですけども、分かりました。ありがとうございました。

議長

では、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認め原案のとおり決定いたします。

議長

続いて、付議事件(3) 議案第4号 農地法第4条第1項の規定に係る処分決定について議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局長

( 議案書により事務局説明 )

議 長

事務局の説明が終わりました。

次に議案第4号の現地調査の詳細な報告を、13番齋藤委員にお願いします。

13番齋藤委員

13番齋藤です。現地案内図の4ページをご覧下さい。

**【申請地の位置を説明】**

元々はプレハブの直売所だったんですけれども、基礎を作ったら農地転用が必要ということをしらなかつたそうです。今回駐車場をつくるということでこの申請が出たと言うことです。

不許可の例外で直売所は許可ができるそうです。始末書もでておりますので問題ないと見て参りました。皆様のご審議をお願い致します。

議 長

現地調査の報告が終わりました。

それでは議案第4号について、質疑意見等を求めます。

9番平久井委員

始末書とかなにかございますが、建物を建てる時は転用が必要なのだから、こういうのは始末書とかではなく、一回更地にしてもらうとかしないといけないのではないかと思うから。

私達がどうとかではなく、以前がルーズというか簡単にできてしまつたんだと思います。怪しい建物がないか私達が見ていかないといけないのではと思います。

事務局

今回新たに農地利用最適化推進委員さんがいます。遊休農地のパトロールがメインですが、それとは別に不法転用とかも見ていただこうと思っております。

この農業委員会でかかった案件を全て知っておいてもらうために推進委員さんにもデータを提供しております。農業委員さんにもやってもらいたいのですが、現場に特化したことは推進委員さんにお願いするよう今後強化していきたいと思います。

議 長

事務局の説明でよろしいでしょうか。

9番平久井委員

はい。こういうことを努力していかないといけないと思います。  
よろしくお願ひします。

議 長

他にござりますか。

1番渡邊委員

1番渡邊です。この地積が393m<sup>2</sup>ということですが、申請者の土地の中の一部を393m<sup>2</sup>ということでおよろしいですか。

事務局

登記簿上だけです。

1番渡辺好雄委員

外周は申請者の土地ですか。あくまでも登記簿上の話であって確認はしていないのですね。

事務局

分筆が済んでればそこまで求めるのですが、一応登記簿全部ということです。東側は違う人なんですが、西側は申請者の土地です。元々建っている直売所と駐車場ということで隣のりんごとかにもそんなに影響はないです。

面積については本当は測量していただくといいんですが登記簿その筆全部ということで測量は考えていないです。

1番渡辺好雄委員

隣接が自分ということは伸びてくことも無きにしもあらずということですか。

事務局

そうですね。元々これが出了理由が道路の拡幅工事が終わった関係というのもあります。

議長

他にございますか。

(異議なしの声有り)

議長

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議長

続いて、付議事件（4） 議案第5号から第6号 非農地証明願いに係る処分決定について議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局長

(議案書により事務局説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

次に議案第5号の現地調査の詳細な報告を、6番阿久津委員にお願いします。

6番阿久津委員

6番阿久津です。現地案内図の5ページをご覧下さい。

#### 【申請地の位置を説明】

申請地は既に森林化しており、東側の山は旧日新小のほうまでずっと山林です。非農地証明許可はやむを得ないと見てきましたのでご審議をお願いします。

議長

次に議案第6号の現地調査の詳細な報告を、4番君島委員にお願いします。

4番君島委員

4番君島です。現地案内図の5ページをご覧下さい。

【申請地の位置を説明】

申請事由にもありますように20年以上森林の様子となっています。  
すごい急斜面の場所で、元々の地目が畠というのをみて、昔の人は  
すごいところにも作っていたんだとあっけにとられて見て参りました。  
皆様のご審議をお願い致します。

議長 続いて、付議事件（5）議案第7号から第8号 農用地利用集積計画  
に係る意見決定について議題に供します。

議長 では、事務局の説明を求めます。

事務局長 （議案書により事務局説明）

議長 事務局の説明が終わりました。  
それでは、議案第7号から第8号について、質疑・意見等を求めます。

議長 原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

（異議なしの声あり）

議長 異議なしと認め原案のとおり決定いたします。  
その他の事項について事務局から説明をお願いします。

事務局

- ・平成31年度県農地利用最適化推進委員に関する意見及び県農業等  
施策並びに予算に関する要望事項について
- ・土地改良法の一部を改正する法律について
- ・農業委員・農地利用最適化推進委員合同視察研修について

議長 以上で、本日の審議事項を終了することができました。  
それでは以上を持ちまして、第15回農業委員会総会を閉会いたします。  
皆様お疲れ様でした。

矢板市農業委員会会議規則第19条の規定により署名する。

矢板市農業委員会会長 八木澤竜夫

議事録署名委員

渡邊好碑

議事録署名委員

佐藤喜久男